Title	「受けとるもの」と「受けとられるもの」
Sub Title	"Recipiens" and "Receptum"
Author	中山, 浩二郎(Nakayama, Kojiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1963
Jtitle	哲學 No.44 (1963. 10) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	One of the epistemological problems presented by Kant was a question whether or not our intellect can attain to the objective reality, i.e. thing-in-itself. In the pursuit of this problem he considered "quid juris" very important. The objective validity of our concepts of which we make use in our cognition, he thought, could be demonstrated by the deduction in "quid juris", because he believed that the concepts are all apriori. But really are these concepts all apriori ? In order to give an answer to this question, I take up the ontological relations of "recipiens" to "receptum"-these are often used in the scholastic theory of cognition, especially in Aquinas' dictum-and inquire into how Kant had to take a theory of consciousness in his epistemology. In this paper, therefore, I first of all am concerned with the phenomenal fact of consciousness, which is thought as the immediate given of "something" in recipiens. In it are involved an experimental cognition, i.e. a direct reception of there being a something, and a cognition of essence, i.e. a direct apprehension of to be of that thing. What is thought, in a consciousness as receptum, is only a form of thinking as an act of consciousness as recipiens. And yet, Kant considered it as the nature of consciousness as receptum, so he thought that there would be the awareness of comprehension of the concept of essence of "something", because there was the immediate given of "something". So I secondly illustrate two sorts of knowing by which we apprehend things, that is, cognitio experimentalis quantum ad ordinem existentiae and cognitio conceptualis quantum ad ordinem essentiae, and attempt to correct the errors in Kant's analysis of the phenomenon of consciousness.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000044- 0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「受けとるもの」と「受けとられるもの」

中 山 浩 二 郎

I

カントは客観的認識がどのようにして達成せられうるかを問題としたと き,認識においてわれわれに与えられるものが何であり,われわれは何を 所有することができるかを問うものである事実問題 quid facti と,認識 に際してわれわれが使用する概念がいかにして客観的な妥当性をもつこと ができるか,いかにして何かが与えられうるのかを探究するものである権 利問題 quid juris とを明確に区別し,後者にこそ理性批判本来の課題が あり,認識問題解明の鍵があることを強調した.

われわれのあらゆる認識が経験とともにはじまることを認めながら、し かも決して、あらゆる認識がすべて経験から生ずるものではありえないこ とを主張し、確信したカントにとつて、認識に際してわれわれの使用する 概念は、経験によつてアポステリオリに獲得せられるものばかりではなか った.むしろ、経験からまつたく独立した純粋にアプリオリな性格の先験 的概念によつてこそ、認識の原理的な客観的基礎が確保せられたのであ る.したがつて、そのような先験的概念がどのようにして客観と関係する ことができるかの問題は、当然十分に検討され、批判されなければならな かつたのである.

カントは,経験のたすけをかりることなく,まつたくアプリオリに対象 と関係する概念として,感性の純粋直観の形式である時間・空間の概念と,

(1)

悟性の純粋思惟の形式である範疇との二種をあげる. それらのいずれ も、感覚能力に与えられる認識の質料としての経験的印象を整理し、秩序 づける形式にほかならないが,一方,時間・空間は,「現象としての対象 を可能的ならしめる先天的制約をふくむ純粋直観」の形式であつて、い かなる対象もこのような純粋形式によつてのみわれわれに現象するもので あるかぎり、その客観的妥当性は彼にとつて疑うべくもなかつた、しかし 他方、悟性形式としての範疇は、対象が直観において与えられるための、 いかたる制約をもあらわしてはいない、すなわち、対象がわれわれに現象 するための必然的な制約としては、何ら悟性のはたらきに依拠する必要が ないのである.とすれば、そのような悟性の機能である純粋悟性概念が、 対象についてアプリオリに立言するのは、いかなる権限、いかなる権利に よつてであるのか、単に思惟の主観的制約にほかならない範疇が、いかに して客観的妥当性をもちうるのであるか、感性のすべての制約をこえて一 般的に対象と関係し、しかも一切の経験に依拠することなく対象のあらゆ る認識の原理であろうとする、このような先験的概念の適法性 Rechtmassigkeit に関する問題こそ、カントの ^{*}純粋理性批判["] を貫く最も重要な 主題だつたということができるであろう.

カントの提起したこの問題は、次のように要約することができるように 思われる.すなわち、直接に実在的な対象と関係することのできる意識の はたらきは、経験的直観以外の何ものでもない.したがつて、概念の直接 (4) に関係しうるものは、対象そのものではなくして「対象の或る他の表象」 eine anderer Vorstellung vom Gegenstand であるにすぎない.それにも かかわらず、どのような権限、どのような根拠をもつて、概念はアプリオ リに対象について、あるいは、その客観的実在性について語ることができ るのであるか.

このような問題提起によつて,カントがいかなる結論に達したか,又, それをわれわれがどのように受けとるべきであるかの考究は,さしあたり この小論の課題とはならないにしても,彼の提出した認識論的課題は,意 識の直接所与としての存在の自明性を出発点とし,存在の自明性とは存在 の様式としての範疇の自明性にほかならないゆえに,実在する対象すなわ ち物自体の客観的把捉は可能であるとする存在論の立場からの認識理論に 重大な波紋を投げたことは否定できない.

わたくしは以下,カントの設定した quid facti, quid juris の問題が, 存在論的認識理論の立場からすれば,どのように整理し直されうるかを検 討しながら,そこにあるさまざまな問題点を考察してみたいと思う.

註(1) Kritik der reinen Vernunft, B. 116~117.

- (2) ibid., B. 118.
- (3) ibid., B. 122.
- (4) ibid., B. 99.

II

Quid facti がカントの理解するように、われわれの認識において何が与 えられるのか、すなわち、経験的な所有の事実に関する説明の問題である とすれば、それは、存在論的認識理論における、意識の第一志向 intentio prima による実在対象の第一次的な把捉に相応するということができるで あろう. Intentio prima の問題とは、われわれの理性的認識において第一 次的に把捉せられうる本来的対象 (id quod primo intelligitur) が何であ るかの問題であり、本性上「何か」 aliquid に向うものである意識に最初 にとらえられた何か、すなわち「存在」 ens の問題である. いわばそれは、 何かを意識するその意識における ens の直接所 与 性を手がかりとして、 客観的に実在するものとの関連をつけ、究極的には、物自体認識への推論 的把捉の道をひらこうとする、 体験的認識 cognitio experimentalis と、 主観的制約によつて任意に構成せられる判断認識に対してその材料となる

(3)

要素的概念を把捉する概念認識 cognitio notionis の領域であり、そこに いわれる直接所与としての存在は、まさに、存在論がそこから出発する不可欠の、その意味でアプリオリに自明的な前提にほかならない。

これに対して、quid juris とは、それによつて理性が対象を認識する ところもの (id quo intellectus intelligit) である概念 conceptio とか、 あるいは、対象との相似 similitudo を示す可知的形相 species intelligibilis とか、対象を把捉する理性のはたらき、さらには、そのはたらきをとおし て認識せられる理性そのものとかに向う、第二志向 intentio secunda ない し反省的志向 intentio reflexiva が成り立つための、意識の第二次的な認 識を明らかにすることによつて、理性に獲得せられる概念の客観的妥当性 を説明するところのものである.こゝでは、意識のはたらきないし意識の存 在が直接に意識に与えられていなければならないであろう.ここに要求せ られるアプリオリは、quid facti の問題で明らかにせられる存在の自明性 というアプリオリな前提に対して、意識の自明性であり、物自体の把捉を 物自体の把捉として意識する判断認識 cognitio judicii の領域を説明する ための、不可欠の条件である.意識の実存体験ならびにそれによる本質概 念の把捉の意識の成立、すなわち自覚を、自明的な出発点とする意識論的 認識論の立場はここに基礎づけられると考えることができえよう.

カントの設定した二つの区別にしたがつて,存在論的認識論の立場から 客観的認識が成立するための条件を検討すれば,われわれの意識に何が与 えられるかを説明する第一志向と、与えられたものの何であるかが如何に して把捉せられるかを説明する第二志向とによつて,意識せられる「何か」 としての存在と,何かを意識する「意識」の作用及びその存在とが,それ ぞれ自明的なものとして前提せられるわけである.すなわち,客観的認識 を説明するためには,第一に存在の自明性と,第二に意識の自明性とい う,二つの最少限度のアプリオリな条件が前提されなければならないが, 第二の立場である意識の自明性については、デカルトの cogito、カントの

(4)

先験的自我の統一, さらにはフッサールの意識の Urphänomen の分析等 の精密な研究によつて, 主観主義的意識論として強固な地歩を近代哲学上 に占めるに至つていることは, あらためて論ずるまでもないことであろう.

しかしながら,存在論的認識論の立場よりすれば,意識の自明性を根源 的なものとするこの第二の立場を,存在の自明性をより根源的なものと し,第一志向の第二志向に対する優位を主張する第一の立場に還元するこ ⁽³⁾ ど,いいかえれば,主観主義的な意識論より先に,意識の根源的事実を解 明する存在論的意識学,すなわち「意識の存在論」の立場が先行すること が明らかにされなければならないのである.

さて、事実上の客観的認識ということは、判断によつて構成せられた複 合的本質概念の,物そのものの何であるかとの一致,不一致を吟味検証する 判断認識によつて獲得せられる真・偽に関する構成的知識と、単に、何か 「があるかどうか」ではなく、何々「であるものがあるかどうか」を判定 する第二次的な体験認識の段階に至つて, アポステリオリにのみ 獲得せ られる、したがつて、個々の体験的認識に対応する個々の客観的認識は、 もしカントがそれをなしたように、直ちに「物自体の把捉」の意識一般に まで拡張することなく、個々の場合における「物自体の把捉」にとどめて おけば、われわれの獲得した認識が客観的事実に対応することは、経験の 累積によって統計的に証明せられうるであろう、すなわち、判断認識にお ける主観の任意的操作によつて構成せられる真・偽不定の複合的概念を、 再度実存体験的認識において試行錯誤的に検証することによつて、われわ れの主観が構成する複合的本質概念による認識が、事実上客観的実在に対 応することをアポステリオリに証明するのである. かくして, 第一志向 においてはいまだ判然とした認識に到達したものではない不定の存在「何 か」が、実は、われわれの判断構成のための要素として意識に先取されて いる、存在の何であるか (similitudo) であることを、はじめて認めること ができるのである.

(5)

しかし,もとより,それが意識に直接与えられているという意味でのこ のような自明的な「存在」は, それ自身いまだアポステリオリな 吟 味検 証を経ていないものとして, 前述のように, それ以後の理論を成り立た しめるためのアプリオリな普遍的前提にほかならないし, したがつてま た,存在一般の直接的把捉という自明的事実から,直ちに物自体一般の把 捉を,いわゆる「明晰判明な推論方式」 によつて演 繹 的に結論すること は,再び意識論の轍をふむものとして注意ぶかくしりぞけられねばならな いであろう.

- 註(1) ens はその超越的性格のゆえに res, unum, aliquid, bonum, verum 等 とおきかえることができるといわれる. Thomas Aquinas: de Veritate, Q.I, a. 1 c. 参照.
 - (2) Cognitio experimentalis は存在者のがあることの体験的把捉をあらわす ものとして、物質の存在領域に向う直線的志向 intentio recta、生命的存 在者の領域に向う曲線的志向 intentio obliqua、精神的なものの領域に向う 反省的志向 intentlo reflexiva の三つの段階に区別して考えることができ ると思う. なお、intentio recta、intentio obliqua という用語は N. Hartmann の Zur Grundlegung der Onotologie, 1935, において (I., 1~ 3.) 一方は独立の存在者に対する方向,他方はそこで生れた意識における二 次的な形象に向うものとして、W. Occam の intentio prima, intentio secunda に対応させられている. しかし、わたくしは、intentio prima, intentio secunda は本質概念の把捉の秩序においてそれを考えるので、実 存の秩序 ordo existentiae における体験的把捉の段階として、これらの志 向的秩序を使用した.
 - (3) Thomas の前掲書同所に、"Illud autem quod primo intellectu concipit quassi notissimium, et in quo omnes conceptiones resolvit, est ens,.... Unde oportet quod omnes aliae conceptiones intellectus accipiantur ex additione ad ens." と読まれる箇所は、明らかにわれわれの 悟性が構成するすべての概念に対して、理性によって最初にしかも「知られ たもの」であるかのように把捉せられた存在の優位性を示すものにほかなら ない. この事情は"nec quicumque intelligit ens, intelligit intellectum agente" (ibid., ad 3) によっても明らかに示されている.

III

存在の自明性と意識の自明性という二つのアプリオリな条件,ならびに 事実上の客観的認識がアポステリオリに検証されながら獲得せられるとい うこととを仮説的に前提して,われわれは認識に際していわれる,「受 けとるもの」recipiens と「受けとられるもの」receptum との関係,すな わち,トマスによつて "receptum est in recipiente per modum recipientis" とか,あるいは,「認識するもの」cognoscens と「認識されるも の」cognitum との関係,すなわち, "cognitum est in cognoscente secundum modum cognoscentis" とかの存在論的説明の意味を考察して みよう.

およそ, 意識の自明性をアプリオリに前提するためには, 意識が直接 意識に与えられていること, すなわち, 意識の「がある」ことの体験的な 把捉が先ずなされていなければならないであろう、このような意識の実存 の体験を前提として、意識とはその本性上何であるか、すなわち、意識の 存在構造を明らかならしめる「意識の存在論」がその出発点を与えられる こととなる. 何となれば、「存在論一般」が不定の存在一般の自明性、い いかえれば、意識における存在一般の直接所与性を出発点として体系化せ られるのに対して,「存在論特殊」である意識の存在論は,意識の実存体 験、すなわち、意識における意識存在の直接所与性を出発点として構成せ られるものでなければならないからである、この点、意識の本質概念の把 捉を直接所与的なものとし、考える我に認識の根源的基礎をおこうとする 意識論的認識論の前提と、上述の意識の存在論の前提とは一見一致するか のように思われる.なぜなら,一方,意識論は意識の自覚的な自明性によ つてはじめてその成立の根拠を与えられるのに対して、他方、意識の存在 論も意識の実存体験の自明性によつてその成立の基盤を与えられることに なるからである.

(7)

「受けとるもの」と「受けとられるもの」

しかし、ここで注意しなければならないことは、意識の実存体験の自明 性が直ちにそれの本質概念の自覚的把捉の自明性とはならないということ である.たしかに,第一志向はわれわれに「何かがある」こと,および「そ れが何である」かを自明的に表象する、したがつてそこには、或るものの da-sein の把捉と、そのものの本質概念の把捉があることは認められなけ ればならないであろう.しかし,前章註(2)において明らかにしたように, 存在諸領域に対応して、それぞれの領域的存在者の実存の体験的把捉を行 う intentio recta, intentio obliqua, intentio reflexiva の秩序と, それら 存在者の何であるか, すなわち, 本質概念の把捉の秩序である intentio prima, intentio secunda とは区別されて考えられねばならない. したが って、或るものの「がある」ことが自明であることが、そのものの何「で ある」かを定義する本質概念の把捉の意識、いいかえれば、本質概念の自 覚的な把捉を意味することにはならないのである. その理由は、われわれ の理性的認識が知的直観による対象の全的な把捉ではなく、感覚的認識を 手がかりとして実在するものへ近似的に接近して行く、推論的な経験的認 識であり、したがつて、その客観性も吟味検証によつて、より有効なる、 より確実なる実在把捉へと完成の度を深めて行くことによつてのみ達成せ られるものであるかぎり、われわれの理性能力が論証的かつ継時的なもの であることは明らかであるからにほかならない.

カントの誤謬は、このような意味での第一志向における実存の体験なら びに概念の「把捉」と、第二志向における「把捉の意識」の同一視、いい かえれば、ものを"begreifen"することと、そこに生じた"Begriff"を 意識することとの次元的な相異を見落したことに起因するように思われ る. すなわち、「受けとられたもの」が「受けとるもの」に「受けとるも のの仕方にしたがつて受けとられる」というとき、recipiens としての理性 における receptum である理性の実存を体験的に把捉することから、直ち に理性の本質概念の自覚をまでも自明的なものとし、受けとるものの仕方

(8)

としての先験的な純粋悟性概念,すなわち,範疇をもつてすべてのreceptum を必然的に制約する認識の根源的原理としたことに起因する.このように, recipiens である意識のはたらきの把捉のみをもつて, receptum として の意識の全体的把捉であるかのように誤認したことから,意識の実体体験 の自明性とともに,意識の本質概念の自明性が自覚的に与えられると速断 したことによつて,一切の受けとられるもの,あるいは,認識せられるも のは,意識の先験的形式ならびにその先験的統一に還元せられることとな つたのである.

しかし,存在論的認識論の立場よりすれば,それが形而上学ないし存在 論を仮説的に前提して認識論を考えるものである以上,意識という一つの 特殊存在領域に限定せられることはできず,むしろ,質料的制約をともな うわれわれの理性に固有の対象である質料的事物の客観的,事実的把捉を 手がかりとして,質料的存在のみならず,生命的存在,精神的存在の各存在 者領域にまで拡張されて行かなければならない.そして究極的には,存在 であるかぎりの存在 ens ut ens を対象とし,それについての認識理論を 追求するものとならなければならないであろう.このためにわれわれは, 意識存在の領域での意識の実存体験にとどまることなく,同じく自明的 なものとして,物質の実存体験,生命の実存体験が必然的に存すること を仮説的に前提する.もとより,それら領域的存在者の実存の体験的把 捉が,第一志向における不定の存在「何か」として,an sich にのみ把捉 せられているかぎり,認識論的見地よりしてそれら諸領域的存在が特定の 存在者,たとえば,物質,生命,精神というように,自覚的に意識せられ

このことは、感覚的認識に与えられる印象の受容によつて触発せられる 質料的事物の認識について考えてみれば、おのずから明らかである。その 場合、感覚に受容せられた感覚的表象 phantasmata から、理性は、受容 せられたものの何であるかをあらわす可知的形相を抽象することによつて

(9)

「受けとるもの」と「受けとられるもの」

概念を把捉するが、その概念とは、真偽を決定する反省的自覚的な第二志向における判断認識以前の、それによつてわれわれが任意に判断構成を行うための要素としての概念の直接的把捉にほかならない、したがつて、それは決して本質概念を把捉したという意識の成立を意味するものではない、把捉の意識、すなわちこの場合、物質を物質として意識することは、かかる直接的把捉である要素的な単純概念が第二志向における判断認識によつて分離結合せられ、複合的本質概念として構成せられたのちに、再び ©の 感覚的表象へ指向せられ(conversio ad phantasmata)、そこでの吟味検 証を経てはじめて成立する.

かくて、第一志向における単純本質概念の把捉ないし本質構造の直接所 与とは、自明的ではあるがいまだ自覚的に判明な認識ではない.しかしそ れらの概念をもとにわれわれが構成した複合的本質概念と実在するものと の近似性を吟味して行くと,経験的かつ継時的 succesive にそこに近似性 があることが確証されてくることから、構成判断の要素としての第一志向 での本質概念の把捉が、必然的に前提されていなければならないことが推 論的に立証せられるわけである.主観の任意な構成による判断認識以前に おけるこのような実験体験ないの概念認識のもつア・プリオリな性格は、 実は、receptum も recipiens も等しい権利で自明性があることを要求す る存在論的認識論の立場を特徴的に示すものであつて、このことは、たと えば、現象学のような記述的意識学がそれを明らかにする recipiens の様 式のほかに、存在論の対象である receptum の様式もまた直 接与えられ ていなければならないと考えるわけで、このような仮説的前提をア・ポス テリオリに検証して、はじめて客観的認識の把捉の意識もまた成立しうる こととなるのである.

- 註(1) S. Theol., I—I, Q. 84, a. 1 c.
 - (2) de veri., Q. 1, a. 2 c.
 - (3) これは第一志向において actus exercitus に行われる cognitio experim

entalis と cognitio notionis を意味する.

- (4) このカントの結論は、意識における意識の直接所与から、自明的なのは反省的意識に捉えられた意識の本質構造のみであり、したがつてすべての認識されるものは、かかる意識の純粋な思惟形式によつて制約せられるべきだと考えたことから生じているように思われる。これは、トマスがプラトンのイデア論に対して行つた批判"Videtur autem in hoc Plato deviasse a veritate, quia, cum aestimaret omnem cognitionem per modum aliculus similitudinis esse, credidit quod forma cogniti ex necessitate sit in cognoscente eo modo quo est in cognitio (S. Theol., I. Q. 84, a. 1c.)"とまつたく同様な批判が加えらるべきものとして興味ぶかい。
- (5) S. Theol., I-I, Q. 85, a. 3 c.
- (6) トマスは質料的事物の本性はいかなるものであつても、個別のうちに存す るものとして認識せられる quod cognoscitur ut in particulari existens のでなければ、決して完全にかつ真なるものとして認識されえないことを強 調する、しかるに個別者の把捉は感覚や構想力によつてのみなされる、とす ればつねに感覚的表象を指向することは彼にとつて必然の帰結であつた。 (S. Theol., I—I, Q. 84, a. 7c. 参照.)
- (7) 松本正夫「存在論的認識論に関する覚書」(三田哲学会編・哲学第35集, 1958.) pp. 18~28 参照.

IV

ところで、ここにいわれる「受けとるものの仕方」とは何を意味するの であろうか、カントは受けとられる意識と受けとる意識の区別を重要視せ ず、受けとるものである意識の先験的な形式がすなわち意識存在そのもの の本質構造であると考えたがゆえに、受けとるものの仕方である「知るこ との様式」modus intelligendi を、まつたく主観的な制約のみであると理 解し、判断のいろいろな形式にしたがつて純粋 悟 性 概 念としての範疇を ア・プリオリに演繹した. しかし、「がある」ものとして捉えられる意識 の自明性が、意識の本質構造としての思惟形式の自覚的な把捉の自明性と はならないとしたら、われわれは modus recipientis が主観の先験的形式 であることから,受けとられるものはすべて意識一般の先験的統一によつ てその客観的妥当性を獲得すると速断するカントに直ちに同ずることはで きないであるろう.

もし、存在論的な立場においてこの問題を考えれば、受けとるものの様 式はその本来的意味において、一方主観の思惟形式であるとともに、他方 受けとられるものが受けとるものに提供した受けとられるものの「存在す ることの様式」modus essendi, すなわち, 範疇 praedicamenta によつ てその内容を規定せられた範疇概念 praedicabilia であると説明できるで あろう.しかし、認識批判の立場に立つて検討すると必らずしもそう簡単 に結論づけることは難しいのである.なぜなら、およそ範疇ないし範疇概 念は,さまざまなものについてさまざまに語られるという意味で,超越的一 般者 transcendentalia としての性格をもつものと解せられている. した がつて、個々の対象についての感覚的表象から、それらのもののうちにあ る何か共通なものを抽象して構成せられる一般者、すなわち「動物」とか 「犬・馬 etc.」とかの類概念, 種概念のような一義的概念とは違つて, 経 験一般の上に基礎づけられ、しかもそれが述語せられるものにおいて不平 等に分与されている類比的概念でなければならない、とすれば、そのよう な超越的一般者としての範疇がいかにしてわれわれのものとなるかが検討 されねばならないであろう.

トマスはそのためにわれわれが概念を抽象する段階に三つのものを考え ⁽³⁾た.およそ抽象とは理性が認識の質料から何ものかを切り離す abstrahere ことにほかならないが、その場合質料には二つの意味があることを彼は注 意ぶかく分析する.すなわち、自然的事物の本質はすべて形相 forma と 質料 materia の合成体として考えられる.したがつて、仮に、自然的事 物の本質を質料から切りはなすとしても、合成的実体の本質を形づくる被 規定的原理である共通質料 materia communis を捨象し去つてしまうこ とはできない. ただ単に、個別化の原理としての特定の質料 materia signata をそれが個体の部分であるかぎりにおいて切りはなすにとどまる のである.かくて、トマスは、個別的な可感的質料 materia sensibilia を 切りはなして獲得せられる自然的事物の種 species rei naturalis と、個 別的な可知的質料 materia intelligibilis⁽⁶⁾を切りはなして獲得せられる数学 的種 species mathematicae と、さらに一切の質料から抽象せられる ens, unum 等の超越的概念との三つの段階をおいた.これらの段階は、自然学 的抽象 abstractio physica、数学的抽象 abstractio mathematica, 形而上 学的抽象 abstractio metaphysica と名付けることができるが、これらの 抽象の段階が、われわれの意識においてどのような過程を経て行われるも のであるかを検討してみなければならない.

およそ,われわれの認識の最初の段階は,理性が個別的な可感的なもの から,そのものの何であるかを抽象し,普遍的に可感的なものとしてそれを 考えるところからはじまる.すなわち,理性はいろいろな感覚的対象の間 にある同一性をとり出すのであつて,この段階での抽象は,事物を単にそ れが数的な多様性の根源であるかぎりにおいてのみ,いいかえれば,色, 香,寒暖,硬軟等のさまざまな可感性質のいろいろな在り方の基体となつ ている物体的質料としてあるかぎりにおいて,それをとり出すのである. したがつて,運動,変化等の条件に属する物理的本性は残されたままであ る.すなわち,この段階で理性の求めるものは,可感的質料の普遍的性質 であつて,それに対する研究は,自然科学および自然哲学の両方からなさ れうるし,また,それらの対象が質料なしに存在しないこと,および質料 なしに考えられえないことは明らかである.

第二の段階は,理性が事物の量的な側面について探究する段階であつて, その際抽象は可感的質料と個々の可知的質料とから行われ,普遍的に可知 的なるものとして事物を考えるところにはじまる段階である.この段階に 至ると質料はもはや感覚的運動や変化の原理として見られるのではなく, 単に数 numeri とか,拡がり dimensiones とか,形 figurae とかの特有

(13)

性の基体として考えられる. すなわち, この段階においてわれわれは, その抽象の目的が量的なものとなる数学的抽象の段階に入つたわけで, そこにおいての対象は, 質料なしに考えることはできても, 質料なしには存在しえない種類のものであることを知るのである.

第三の段階において理性は,可感的質料と可知的質料の両方から抽象を 行う.このとき考察せられるものは,事物の存在ないし実体にほかならな い.ここに至つてわれわれは,その対象を質料なしに考えることができる ばかりでなく,質料なしに存在しうるような形而上学的抽象の領域に達す るのである.何となればこのような高度の抽象のはたらきによつて,われ われの知的活動は時間的・空間的限定の境界をこえ,すべての物理的・数 学的な関連からはなれて対象を考えることができるからにほかならない.

たとえば、われわれが人間の作用、能力、ないし適性といつたものの分 析にしたがつていいるとき、それが人間の本性の現象的側面をとりあつか っているものであることは明らかであろう、なぜならその場合、抽象の第 一の段階に抱括せられる対象をとりあつかつているからである.このよう な対象をあつかう仕事が自然科学のみならず自然哲学のものであることは いうまでもない、しかし、他方、われわれがその分析を現象的な範囲を越 えて進めて行くと、事物の質的ないし量的な定義からぬけ出して、事物の 存在の純粋に形而上学的な側面をとりあつかうこととなるであろう、この とき、第一段階の抽象から第三の段階の抽象へ至る過程は、直接的かつ無 媒介的に進められなければならないと考えうるが、このことは、意識の持 続性ないし連続体としての精神の諸能力のいずれをも軽視しないという点 で、理性にとつて合法則的な見方ということができるように思われる、す なわち,われわれが,或るものを意識するとき,それが或る特定の色,香, 音声、寒暖として知覚されると同時に、或る形をもつた数的に一つなるも のあるいは多なるものとしても知覚される、と共に、それらの諸特性をも つたものとしても、さらにはまた、そのようなものがあることも知覚され、

. (14)

把捉せられる.すなわち,或る動物に対する知覚は,単にそのものの色や 香や形ばかりでなく,そのものが独りいるとか,群ををなしているとかも 同時に知覚しうるし,又そのものの生きて動くものであることや,そのも のの動いているとか静止しているとかの状態,あるいは時間的空間的限定, 危険なものかそうでないものか等の属性についても把捉しているのある.

このようにして、質料的実在的な対象の現象的な面に対する自然学的抽 象から、そのような対象の実体的側面に対する形而上学的抽象に至ると、 もはや単に、物質的なるものの体験的把捉及びそれの本質概念の把捉、生 命的なものの体験的把捉およびそれの本質 概念 の 把 捉 ば かりでなく、 receptum としての精神の本質が、recipiens としての精神の本質に与えら れることとなるのである。一義性の域をぬけ出しえない自然学的抽象の段 階から、そこにおいて獲得せられた物質の範疇概念を、 比 例 性 の 類比 analogia proportionalitatis によつて、抽象せられるべきものの各段階に 適用しながら、形而上学的抽象の段階に至ると、そこにはじめて存在の様 式である範疇によつて内容を規定せられた範疇概念が、知ることの様式と してわれわれのものとなるのである。 かかる範疇概念の特性は、 それが recipiens である精神の様式のみを、あたかも receptum であるかのよう に受けとるのではなく、存在するものである客体として の精 神 の 本 性 natura をも受けとつているところに存するのであつて、 この点カント的 意識論との相違は明らかであろう.

- 註(1) 松本正夫「^{*}存在の論理学"研究」,(昭和 19 年,岩波書店),pp. 14~20) 参照.
 - (2) 松本正夫「^{*}存在の類比"の形而上学的意義」(三田哲学会編・哲学・第41 集, 1961) 参照.
 - (3) S. Theol.. I–I, Q. 85, a. 1, ad. 2.
 - (4) De ente., cap., 2~3 にわたつて展開せられる全体の形相 forma totius および materia signata 論は、トマスがプラトニズムから脱却した key

point として、哲実史上においても重要な理説であることを指摘したい.

- (5) ここにいわれる materia sensibilis とは色,香,寒暖等さまざまな可感 的性質の基体たるかぎりの物体的質料を意味する.これに対して materia intelligibilis とは、形とか拡がりとか数とかの量の基体であるかぎりにおけ る実体を意味している. (Thomas: In Aristotelis libros Metaphysicorum expositio [以下 In Met. と略記] L. VII, 1. x, c. 1495, 参照.)
- (6) Maritain, J.: The Degrees of Knowledge, 1959, pp. 35~38 参照.

V

さて、われわれの意識における受けとるものの様式が、単に主観的な思 惟形式であるにとどまらず、同時に存在の様式をふくむ範疇概念であると しても、それらの概念がいずれにもせよ主観の任意な判断によつて構成せ られる意識内在的な対象であるかぎりにおいて、生得的なものでありはし ないかの問題が生ずるであろう、デカルトはこのような概念を一般に生得 概念 ideae innatae とよんで、それらがわれわれの精神に先天的に生得的 であることを主張しよし、また、カントはそのような概念の客観的妥当性 を先験的自我の統一という純粋にアプリオリな形式的枠の方から基礎づけ た.

しかし、抽象の段階において、必然的に到達せられる形而上学的側面は、 概念が決して単に主観的概念としてわれわれの意識に生み出されて成立し ているものではなく、われわれの認識の根源において、第一志向による存 在の理拠 ratio entis との密接な関連をもつて獲得せられていることを示 すものである。いわば、実在する対象に対しての直接的関連を、あたかも 切りはなされたかのような形而上学的現象の段階に至つて獲得せられたも のであつても、あくまで事象 Sachverhalt として探究されなければなら ない.もし、われわれの認識が実在的な事物ないし現実的な事象の把捉に あるとするならば、概念を意識論的に解釈することは、単に「知ることの 様式」である普遍的概念からのみ現実的な事象に達する認識を獲得すると いう不合理を帰結することになるであろう.それが不合理である理由は, 非実体的なものである概念そのものからアプリオリな 概念 的 綜合によつ て,実体として実存する或るものが構成せられることはおよそ不可能なこ とからも明らかである.すなわち,抽象によつて獲得せられた概念は,決 して直接的に,自存する実体とか「このあるもの」 hoc aliquid とかを指 示するものではなく,それらのものの或る共通的な特性 (quale quid)を 意味するにすぎないものである.したがつて,実体的な理拠をはなれて, 仮に概念が何らかの現実性をもつているとしても,それは単に意識内在的 (in anima) であるかぎりにおいてのみ現実的であるのであつて,意識の 外に (extra animam) あるでもあろう或るものを構成することはできない のである.

かくて、われわれの認識作用の根源的な本質構造が、実は、対象を産出 する produzieren のではなく、逆に対象を受容する empfangen ことにあ るのを示す第一志向のはたらきによつて、われわれは、認識の根源的事実 において概念が、存在の理拠との密接な関連をもつて獲得せられているこ とを知るのであつて、このことは、知ることの様式である範疇概念が、 「それによつてものが実存する存在の様式」modus essendi quo rei exisit によつて内容的に規定されていることを示すのにほかならない、すなわち、 範疇概念は、たとえわれわれの主観が任意に構成したものであつても、第 一志向における存在の自明性を基礎において成立したものであるかぎり、 一方、認識する主観に関しては「それによつて理性が認識するところの」 quo intcllectus intelligit 知ることの様式であり、他方、認識せられる対 象に関しては、その事物の存在することの様式の似姿 assimilatio である という性格をもつものである、対象概念のもつこの二重性格は決して見の がされてはならないし、また、それによつてわれわれの認識が客観的実在 の把捉となりうる条件を確保することも忘れられてはならないのである.

(17)

およそ、現象学的分析の段階においてとりあつかわれる意識は、特殊な 意識であつて意識一般ではない.いいかえれば,認識者である「考える我」 であつて、認識者一般ではない、したがつてそこでは、受けとられるもの の本性である「存在の様式」と、受けとるものの本性である「知ることの 様式」とは厳密に区別されていなければならない、すなわち、受けとるも のにおいて考えられる「知ることの様式」が直ちに受けとられるものの本 性 natura を意味しないのと同様, 受けとるものの側において考えられる 「存在の様式」によつて制約される範疇概念は、受けとるものの本性として あるのではなく, 獲得されたもの, すなわち所有 habitus してのみある. したがつて、もし、獲得された habitus としての「存在の様式」を、意 識が意識に与えられていることから、受けとるものとしての意識の本性で あるかのように理解すれば、そこにはすべての意識論の出発点たるアプリ オリスムないしは生得説が生れ出ることとなるであろう.しかし、トマス も指摘するごとく、われわれの精神において、知るというはたらきoperatio は直ちに精神の本質を意味しはしないし、 またその実存 esse をも意味 しはしないのである. 知るというはたらきをもつ精神ないし意識の何であ るかは、それを受けとられるものとして客体化するとき、はじめて認識せ られるものとなるであろう.

一体,認識するものとしての主観に対する認識されるものとしての客観 は,もとより,認識されることによつてそれ自身の存在ないし本性におい て何らの変化を受けるものでないことは,認識における理性と事物との関 係が,実在的・質量的関与ではなく,精神的・志向的関与にほかならないこ とでも明らかである.しかし,事物そのものが対象となることによつて, すなわち,認識せられる客観となることによつて,何らかの適合性,いわ ば「認識せられる」という適性 (habitus) を獲得することは認められなけ ればならないであろう.認識するものとしての主観が,認識されるものと しての客観に関与するとき,両者の間には,或る種の現実態 actus とし ての所有があることになる.

およそ、適性を獲得するという、いわゆる適性範疇としての所属 habitus は、それが ens in alio et per aliud という存在性格によつて規定せられ ることによつて明らかなごとく、偶然的であるとともに事物内在的な特性 をもつている. すなわち、per aliud であるかぎりにおいては実体本質に 必然的に不可欠のもの(たとえば attributta のように)ではなく、逆に 外からつけ加えられた偶然的獲得ないし偶発的状態を意味している. しか し他面, in alio であるかぎり事物内在的な理拠性をもつているのであつ て、トマスが所属とは形相或ははたらきに関して可能態においてあるもの の何らかの資質 dispositio であるとか、所属とは本性へかあるいははた らきへかのいずれかへ指向する資質であると指摘するように、偶然的では あるが実体本質にとつては経験的かつ獲得的に不可欠のものであることを 示しているのである.

かくて、認識者の「知ることの様式」に、一方、recipiens の本性とし ての意識主観の本来的形式たる「言表の形式」modus loquendi と、他方、 存在の様式である範疇によつて内容を規定せられ、habitus として獲得せ られた範疇概念との二重の関連を認めることによつて、主観の本来的な機 能としての言表の形式ですら、経験的獲得的に十全なものへと進展するこ とを知るのであつて、このことからしても、範疇概念が生得的なものでな いばかりか、実は、アポステリオリに獲得されるものであることは明らか になつたかと思われる.

註(1) 第一志向における概念の把捉が、いまだ自覚的に意識される以前のもので あることから、われわれの思惟のはじめにおいては、いかなる"Begriffe" もありえないと考える人もいる. たとえば、Siewerth、G. によれば、およ そいかなる認識も、概念を結合するのではなく現実的なもの Wirkliches を あらわに示す判断と推論とによつて完成するものと考える. したがつて、わ れわれの理性に最初に落ちきたるもの、すなわち存在 ens は、いかなる存 在概念 "conceptus entis" (Seinsbegriff) でもなく、ただ単に存在把提 "conceptio entis" (Seinsbegreifen) にすぎないと主張する. (Die Abstraktion und das Sein, 1958, pp. 19~22 参照) もし、概念が actus signatus にのみいわるべきものであるとすれば、認識の完成が判断認識にお いて成立することに異論はない. しかし、意識のはたらきとしての第一志向 における actus exercitus としての概念の把捉は、むしろ自明的な事実と して認められねばならない. と共に Siewerth の認識観には ordo existentiae と ordo essentiae との区別が明らかでない点は注意せらるべきであ る.

- (2) Hildebrand, D. von,: Der Sinn Philosophischen Fragens und Erkennens, 1950, p. 10, 参照.
- (3) In Met., L. VII, I. XIII, c. 1580, 参照.
- (4) S. Theol., I~I, Q. 85, a. 2 c. 参照.
- (5) In. Met., L. I, l. X, c. 158, 参照.
- (6) S. Theol., I~I, Q. 79, a. 1 c. 参照.
- (7) S. Theol., I~II, Q. 50, a. 1~a. 2 参照.
- (8) 松本正夫「価値論理の所属範疇への基礎附け」(三田哲学会編・哲学・第 27 集, 1951. 参照.